

平成23年東北地方太平洋沖地震に関する決議

去る3月11日午後に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族や被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

今回の地震では、東北地方を中心とする広範囲にわたる地域で、強い揺れによる土砂災害や家屋の倒壊などの甚大な被害、さらに、太平洋沿岸部では、大津波による想像を絶する被害が発生し、尊い人命と貴重な財産が奪われるとともに、道路、鉄道、港湾など公共施設や水道、電気、ガスなどいわゆるライフラインも壊滅的な被害を受けた。

和歌山県でも、過去から幾たびも大地震に見舞われ、さらに、近い将来、東海・東南海・南海地震の発生する可能性が極めて高いとされており、和歌山県民は、今回の地震で被害を受けた方々とその痛みを共有するものである。

和歌山県としても、被災地への人員派遣などが、既に、実施または予定されており、警察、消防、医療の各関係者についても、物資・人員の支援を開始している。

私たち県議会としても、これらの支援策に全面的に協力し、必要に応じて被災地でのライフライン、インフラ等の復興作業に対し県職員の派遣を知事に要請するとともに、県民の生命・身体・財産を守るため、地震への万全の体制をとることを強く求めるなど、最大限の支援を行うことをここにあらためて決意する。

以上、決議する。

平成23年5月17日

和歌山県議会